

消防の動き



2019
2
No.574

●平成30年版 消防白書の概要



消 防 庁
Fire and Disaster Management Agency



巻頭言 「安全・安心を誇れる街さっぽろの創造」の更なる推進に向けて（札幌市消防局長 萬年 清隆）

Report

消防本部等における災害対応機能の維持に係る非常用電源の設置状況等の調査結果……	13
地方公共団体における「業務継続計画策定状況」に係る調査結果……………	15

Topics

第21回全国消防救助シンポジウムの開催……………	16
「日本・フィリピン国際消防防災フォーラム」の開催……………	19
「平成30年度 石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」について……	20
総務大臣感謝状贈呈式（消防団関係）の開催……………	22
古賀総務大臣政務官 東京消防出初式出席……………	24

緊急消防援助隊情報

平成30年度地域ブロック合同訓練の実施結果について……………	25
--------------------------------	----

先進事例紹介

コンクリートミキサー車と連携した消火用水供給支援訓練の実施 （広島県 福山地区消防組合）……………	29
--	----

消防通信～望楼

郡山地方広域消防組合消防本部（福島県）／埼玉県南西部消防本部（埼玉県） 川崎市消防局（神奈川県）／豊中市消防局（大阪府）……………	31
--	----

消防大学校だより

火災調査科における教育訓練 ～車両火災鑑識実習について～……………	32
救急科における教育訓練 ～テロ対策を見据えた教育訓練の実施について～……………	33

報道発表

最近の報道発表（平成30年12月24日～平成31年1月23日）……………	34
--------------------------------------	----

通知等

最近の通知（平成30年12月24日～平成31年1月23日）……………	35
広報テーマ（2月・3月）……………	35

お知らせ

平成31年3月1日（金）から7日（木） 春季全国火災予防運動を実施します！……………	36
林野火災を防ごう！ ～全国山火事予防運動～……………	37
消防団への加入促進……………	38



「安全・安心を誇れる街さっぽろの創造」の更なる推進に向けて



札幌市消防局長 萬年 清隆

2018年は、世相を反映させた漢字「災」に表されるとおり、札幌市にとって記憶に残る多くの災害に見舞われた一年となりました。

1月には札幌市東区の共同住宅「そしあるハイム」で全焼火災が発生し、死者11名、負傷者3名という本市における自治体消防制度の確立以降では最悪の人的被害となりました。

また、9月には台風21号及び道内初の最大震度7を観測する北海道胆振東部地震が発生し、市内においても死者2名及び負傷者297名（2019年1月時点）という人的被害に加え、道路の陥没や断水、住宅の損壊などの物的被害も多数発生するとともに、道内全域が停電となり、市内では最大1万人を超える市民や観光客が避難を余儀なくされました。さらに、12月には札幌市豊平区の複合用途建物で爆発火災が発生し、負傷者52名のほか、周囲半径約200メートルにも及ぶ建物約40棟が爆風等によって損壊する事態となりました。

このように火災はもとより、地震や台風など広範囲に渡って大きな被害をもたらす自然災害が多発する昨今、消防機関に寄せられる期待は益々大きなものとなっており、消防体制の充実強化は喫緊の課題となっています。また、人口減少や超高齢社会の到来など社会環境の変化によって顕在化してきた様々な課題に対しても、限られた経営資源の下で効果的かつ効率的に各種施策を展開していかなければなりません。

こうした中、札幌市消防局では、高齢者世帯での住宅火災の増加に対応するため、介護関連事業所などの関係団体や民間企業等と連携し、防火の声掛けや防火チラシの配布を行うなど高齢者に対する防火安全対策を推進しています。また、札幌市は民泊の届出件数が非常に多く（2018年中の届出件数は約1,500件）、観光客数も年々増加している状況を踏まえ、届出時に消防法令適合通知書が添付されていない施設に対して重点的なのは正指導を実施するなど観光客に対する防火安全対策にも取り組んでいます。さらに、高齢化を背景に増加を続ける救急需要にも迅速かつ的確に対応するため、昨年10月に出勤要請の多い日中の時間帯に運用する救急隊を新たに2隊配置するなど救急体制の強化にも取り組んでいます。

札幌市では、本年9月にアジア初となる「ラグビーワールドカップ2019」の試合が、来年7月には「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の一部競技が開催されるほか、「2030年冬季オリンピック・パラリンピック」招致や北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）の2030年度末の開業を目指して各種取組を進めているところです。このことから、市民や国内外から訪れる観光客が安全で安心して過ごすことができるよう、関係機関とも連携・協力を図りながら万全な消防体制の構築に向けて取り組んでいます。

昨年、北海道はその命名から150年という節目の年を迎えました。新たな元号が始まる年でもある本年は、次の50年、100年先の時代を見据え、札幌、ひいては北海道が新たな一步を踏み出し、更に歩を進めていくスタートの年になると考えています。

札幌市消防局におきましては、「市民感覚」や「未来志向」をモットーに、引き続き直面する課題に対して的確かつ柔軟に対応していくことはもとより、将来に渡って持続可能な消防体制を構築できるよう、中長期的視点を持って常に時代のニーズを捉えた各種施策を展開し、「安全・安心を誇れる街さっぽろの創造」の更なる推進に向け、職員一丸となって全力で取り組んでまいります。

平成30年版 消防白書の概要

総務課

消防白書は、国民の生命、身体及び財産を災害等から守る消防防災活動について紹介するものであり、毎年刊行しています。

平成30年版消防白書（平成31年2月5日閣議配布）では、特集において、最近発生した災害を踏まえた対応のほか、消防防災ヘリコプターの安全運航体制の強化や、消防の広域化の推進、消防団を中核とした地域防災力の充実強化、女性消防吏員の更なる活躍の推進、住宅宿泊事業（民泊）における防火安全対策、AIやロボット等を活用した消防防災体制の充実、日本の規格に適合する消防用機器等の海外展開、また、熱中症への対応について記載していますので、その概要を御紹介します。なお、詳細は、消防庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h30/h30/index.html>）に掲載していますので、御覧ください。

（特集1）平成30年7月豪雨の被害と対応

【被害の状況】

- 「平成30年7月豪雨」では、長期間にわたる記録的な大雨の影響で、各地で河川の氾濫による浸水や土砂崩れ等が発生
- 死者224人、行方不明者8人（平成30年11月6日現在）などの人的被害、5万棟超の建物被害をはじめ、広い範囲にわたり被害が生じ、風水害としては平成最多の死者数を記録



岡山県倉敷市真備町
（東京消防庁提供）

【消防機関の活動】

- 地元消防本部、消防団、県内消防応援隊及び緊急消防援助隊（岡山県、広島県、愛媛県、高知県に派遣）は、自衛隊、警察等と連携し、被災住民の避難誘導、救助活動、行方不明者の捜索等を実施
- 4県に出動した緊急消防援助隊は、7月6日から31日までの26日間にわたり、延べ3,713隊、1万5,287人で活動し、397人を救助（活動規模は、東日本大震災、熊本地震に次ぐもの）
- 広範囲に及ぶ被害となり、多数の人的被害が見込まれたこと、政府の非常災害対策本部が設置されたことを踏まえ、緊急消防援助隊の一連の出動について、消防庁長官による指示によるものとした（東日本大震災以来、2回目）
- 被災地において、消防団が、土砂等の撤去作業や地域の巡回活動、土砂災害の恐れのある危険箇所の警戒活動等を長期間にわたり実施
- 広島県呉市において、活動中の消防団員1人が土石流に巻き込まれて殉職



水陸両用バギーを活用した捜索活動
（大阪市消防局提供）



倉敷市真備町 救命ボートによる救助活動
（倉敷市消防局提供）



消防団による安否確認及び捜索活動
（倉敷市消防局提供）

【豪雨災害を踏まえた対応】

- 今回の災害での教訓を踏まえ、住民の避難行動を促すための地方公共団体からの適切な情報発信のあり方、防災行政無線の戸別受信機をはじめとする情報伝達手段の整備、地方公共団体における防災訓練の充実や自主防災組織の育成強化などについて内閣府等の関係府省とも連携して検討

(特集2) 最近の地震の被害と対応

大阪府北部を震源とする地震

発生日時：平成30年6月18日 7時58分
最大震度6弱（マグニチュード6.1）

【被害の状況】

- 高槻市において通学中の小学生がブロック塀の崩壊に巻き込まれるなど、激しい揺れに見舞われた地域を中心に、死者6人などの人的被害、5万棟超の建物被害が発生（平成30年11月6日現在）
- 電気、ガス、水道などのライフラインにも多くの被害が発生したほか、鉄道をはじめとする交通機関にも影響が及び、多数の帰宅困難者が発生
- 踏切が長時間遮断し、緊急車両の通行に支障を来す事例が発生



大阪市 鉄道の運転休止の状況（大阪府提供）

【消防機関の活動】

- 地元消防本部には、地震発生直後から多数の119番通報が入電し、各消防本部は直ちに消火、救助、救急活動を実施
- 消防団は、地震発生直後から、消火活動や巡回活動、地震で倒壊したブロック塀等の撤去作業、道路啓開等を実施

平成30年北海道胆振^{いぶり}東部地震

発生日時：平成30年9月6日 3時7分
最大震度7（マグニチュード6.7）

【被害の状況】

- 震度7を観測した厚真町において大規模な土砂崩れが発生
- 札幌市清田区では、液状化現象により住宅や道路に大きな被害が発生
- 死者41人などの人的被害、1万棟超の建物被害が発生（平成30年11月6日現在）
- 道内全域の発電所が停止し、道内全域で長時間にわたる停電が発生



厚真町 土砂災害の被害状況（川崎市消防局提供）

【消防機関の活動】

- 地元消防本部、消防団、道内消防応援隊及び緊急消防援助隊は、自衛隊、警察等と連携し、被災住民の避難誘導、救助活動、行方不明者の捜索等を実施
- 緊急消防援助隊は、9月6日から10日までの5日間にわたり、延べ642隊、2,632人で活動し、24人を救助。本州からは、陸路を使用しての出動ができないため、民間フェリー、航空自衛隊輸送機を活用し被災地へ向けて出動
- 消防団は、地震発生直後から、巡回活動や土砂災害の恐れがある危険箇所の警戒活動、避難所運営の支援等を実施

災害を踏まえた今後の対応

- 地方公共団体の衛星通信回線等の非常用通信手段について緊急点検を実施し、その結果を踏まえて必要な対策を実施予定
- 地方公共団体が行う対策に関しては、財政措置を活用して非常用電源の整備や公共施設の耐震化等を推進予定



(特集3) 消防防災ヘリコプターの安全運航体制の強化

【消防防災ヘリコプター墜落事故の概要】

- 平成30年8月10日、群馬県防災ヘリコプター「はるな」が、地形習熟訓練中に墜落し、搭乗していた9人全員が死亡
- このほか、平成21年以降で3件の消防防災ヘリコプターの墜落事故が発生し、17名の消防職員等が殉職
(平成29年3月：長野県、平成22年7月：埼玉県、平成21年9月：岐阜県)



平成29年度 検討会の様子

【事故を踏まえた対応】

- 長野県における墜落事故を踏まえ、平成30年に検討会報告書を取りまとめ、その中でヘリコプター動態管理システムの常時活用、2人操縦体制の導入等の安全性向上策、相互応援体制の強化等の航空消防防災体制の充実強化、ヘリコプター操縦士の養成・確保のための財政支援等について提言し、早急を実施するよう助言
- 群馬県における墜落事故(国土交通省運輸安全委員会が原因調査中)を踏まえ、安全管理体制の再点検、上記提言事項の早期実施を求めるとともに、提言事項の実施状況に係るヒアリングを実施
- 今後、運航団体が実施すべき措置の更なる具体化及び他省庁との連携強化、必要な財政措置等について検討

(特集4) 消防の広域化の推進

【広域化基本指針等の改正】

- 消防の広域化は消防力の確保・充実のための方策として極めて有効な手段
- 平成18年の消防組織法改正以来、10年以上にわたり取組を実施し、その間、52の地域で広域化が実現するなど、平成30年4月1日現在、消防本部数は728となり、一定の成果を上げたところ
- しかしながら、管轄人口10万未満の小規模な消防本部の割合が未だ約6割を占め、今後の人口減少社会の本格化や、高齢化の進展等に鑑みると、消防力の維持・強化に当たって消防の広域化を推進し、小規模消防本部の体制強化を図ることが重要
- 広域化基本指針を改正し、広域化の推進期限を平成36年4月1日までに6年延長
- その初年度の平成30年度は、市町村消防本部においては、自らの消防力や広域化の必要性等を分析して「消防力カード」を作成するとともに、都道府県において、広域化推進計画を再策定することとなっている
- 直ちに広域化を進めることが困難な地域においては、指令の共同運用をはじめ消防事務の一部について連携・協力を推進するとともに、当該推進計画に位置づけることとしている

(特集5) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化

- 地域における消防防災体制の中核的存在として、地域住民の安心・安全の確保のために消防団は大きな役割を果たしているが、消防団員数は年々減少しており、平成30年4月1日現在、84万3,667人（昨年から6,664人減少）となっている

【消防団の充実強化施策】

(消防団への加入促進)

- 学生、女性、被雇用者及び公務員の消防団への加入促進について「消防団協力事業所表示制度」や「学生消防団活動認証制度」などの取組を実施

(消防団員の処遇の改善)

- 年額報酬及び出動手当について、特に支給額の低い団体に引上げを要請

(装備の充実強化)

- ライフジャケット等の安全確保のための装備や救助活動用資機材の充実を図るため、地方交付税措置を実施
- 消防学校に対し、情報収集活動用資機材（オフロードバイク、ドローン）や女性や学生でも扱いやすい小型動力ポンプを計画的に整備

【消防団員の確保方策等】

- 消防団員の確保・充実に向け、「大規模災害団員」制度の一層の浸透等の取組を促進

(特集6) 女性消防吏員の更なる活躍の推進

【女性消防吏員を取り巻く現状】

- 全国消防吏員に占める女性割合は、平成30年4月1日現在で2.7%と、依然として低水準
- このため、全国消防吏員に占める女性比率を平成38年度当初までに5%に引き上げることを目標
- 各消防本部においては、数値目標を設定した上で、計画的な増員に取り組むこととしている

【女性消防吏員の活躍推進に向けた取組】

- 女子学生等を対象とした職業説明会のほか、消防本部が実施する女子学生等向け職場体験の支援を継続的に実施
- 浴室、仮眠室などの女性専用施設の整備を計画的に推進するため、平成28年度から当該施設の整備について特別交付税措置
- 女性消防吏員の採用が進んでいる消防本部の人事担当者をアドバイザーとして派遣し、採用促進の具体的取組等について助言する「女性消防吏員活躍推進アドバイザー制度」を、平成29年12月に新設
- 平成30年3月に、先進的に取組を行っている消防本部の事例等をまとめた「消防庁女性活躍ガイドブック」を作成し、全国の消防本部等に提供
- 各消防本部の採用試験情報を簡単に検索できるよう、「消防本部サーチ」を平成30年度にリニューアル
- Facebookページ「総務省消防庁-女性活躍-」を開設し、ソーシャルメディアを通じて情報発信を実施



女性消防吏員PRポスター



(特集7) 住宅宿泊事業(民泊)における防火安全対策

【民泊の動向】

- 急増する訪日外国人旅行者の宿泊需要、地域活性化等の要請に応えつつ、民泊が適正に活用されるよう、平成30年6月15日に住宅宿泊事業法が施行
- 消防庁では、民泊における安全性を確保するために必要な防火安全対策を講じつつ、消防用設備等の規制の合理化を図り、民泊の健全な普及を推進

【民泊に対する防火安全対策の推進】

- 民泊の利用者は、建物の避難経路に不案内、火気設備等の取扱いに不慣れであり、火災危険性が懸念
- 家主による応急対応が可能であると考えられる場合を除き、自動火災報知設備等の設置をはじめとする防火安全対策を講じることとした

【消防用設備等の規制の合理化】

- 防火上安全な区画を設ける等の一定の条件を満たす場合は、スプリンクラー設備や誘導灯の設置を免除するなど、基準を見直し



民泊における防火安全対策を周知するためのリーフレット

(特集8) AIやロボット等を活用した消防防災体制の充実

【研究開発の方向性】

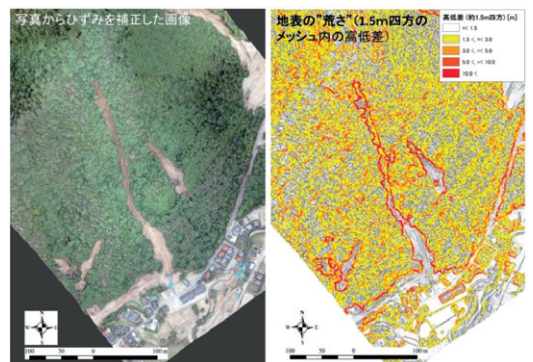
- 自然災害リスクの増大や人口減少社会等の社会構造への変化に対応するため、消防防災分野における科学技術の役割はますます重要
- 「消防防災科学技術高度化戦略プラン」(平成30年3月改訂)では、AIやロボット等に重点を置くとともに、研究課題の社会実装の推進を主眼

【研究開発の状況(消防研究センター)】

- (AI技術等を活用した消防ロボットシステムの研究開発)
- 石油化学コンビナート等における大規模な災害発生時には消防隊が現場に近づけない可能性大
- 耐熱性が高く、災害状況の画像伝送や放水等の消防活動を行う、AI技術を活用したロボット開発を実施(平成26年度より)
- 平成30年度には実戦配備可能なシステムを完成予定(消防防災活動におけるドローンの活用)
- 災害現場において、安全性を確保した救助活動の方針を決定するため、上空から俯瞰した映像情報から、土砂等の流れた方向や災害発生後の地表の高低を評価するための技術開発を実施
- 消防機関と連携し、分析精度の更なる向上に係る研究を推進予定



各単体ロボットの試作機



ドローン空撮画像から分析した地表面の粗さ

(特集9) 日本の規格に適合する消防用機器等の海外展開

【日本の消防用機器等の海外展開に対する政府の取組】

- 日本の消防用機器等は、消防庁が策定する規格・基準に基づくとともに、第三者機関による厳格な検定等の認証を取得しており、優れた品質を確保
- 東南アジア諸国をはじめとする新興国では、消防用機器等に関する基準が未整備の地域があり、東南アジア諸国の消防・防災関係者に対して、日本の機器の競争力を更に高めるため、日本製品の品質・信頼性の高さについて理解を促すための取組を実施

【海外展開への取組】

- 国内の連携体制・日本企業へのサポートとして、平成30年3月20日に、日本貿易振興機構（JETRO）と連携したセミナーを開催
- 日本の消防用機器等の優位性をPRする紹介リーフレットを作成し、平成30年5月に開催された「アジア消防長協会（IFCAA）東京会議」において配布
- 個別の国に対する日本の消防用機器等の品質、規格・認証制度の浸透への取組として、平成30年10月8日に「日本国総務省とベトナム社会主義国共公安省との消防分野における協力覚書」を締結
- 引き続き、東南アジア諸国を中心に働き掛け、日本の規格に適合する消防用機器等の海外展開を推進



海外展開セミナーの様子

(特集10) 熱中症への対応

【熱中症による救急搬送人員の調査】

- 平成30年5月から9月までにおける全国の熱中症による救急搬送人員は9万5,137人（うち、48.1%が高齢者（満65歳以上））、死亡者数160人を記録（搬送人員は、対前年比79.6%増と大幅に増加）
- 7月には、月平均気温が東日本では1946年の統計開始以来第1位、西日本では第2位となる高温を記録するとともに、同月の熱中症による救急搬送人員（5万4,220人）及び死亡者数(133人)は、平成20年の調査開始以来過去最多を記録

【熱中症予防の取組】

- 消防庁ホームページやツイッターにおいて、熱中症の予防啓発や救急搬送人員等の公表等を実施
- 平成30年度は、日本各地で連日の猛暑日を記録したことを踏まえ、熱中症関係省庁連絡会議において、熱中症予防強化月間を8月31日まで延長することを決定
- 環境省及び厚生労働省と合同で、外国人を対象とした熱中症の予防方法や、医療機関を受診する際に必要な物品等のポイントを記載した、「外国人のための熱中症予防普及啓発リーフレット」を作成



対策リーフレット



車両用シール

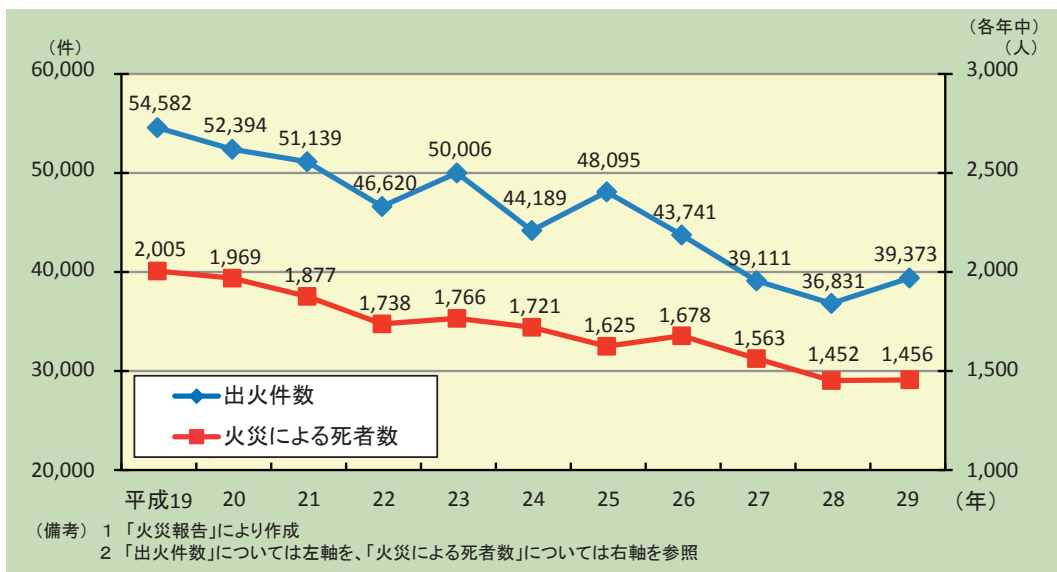
消防防災を巡る現況と活動等について

火災の現況と最近の動向（第1章第1節）

○ この10年間の出火件数と火災による死者数は、おおむね減少傾向

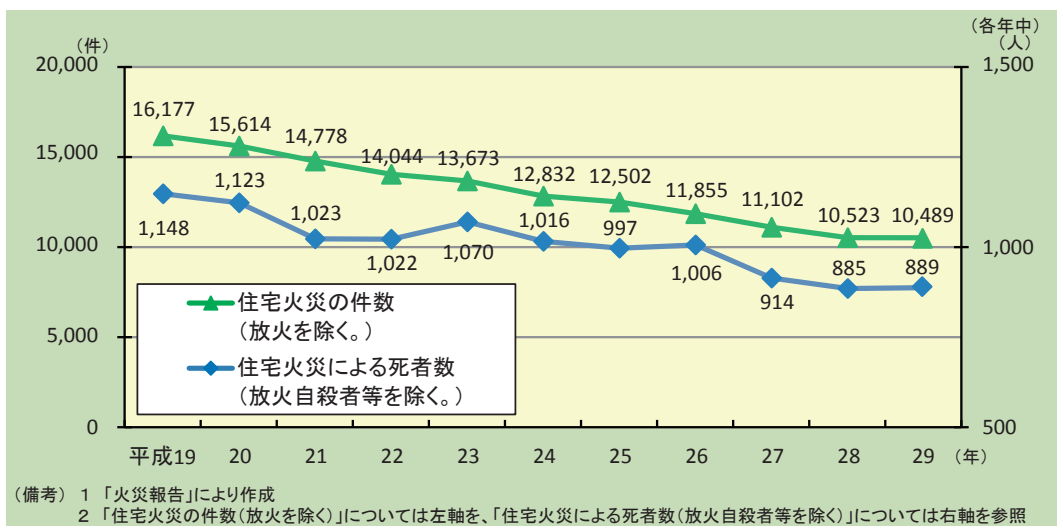
- ・ 平成29年中の出火件数は3万9,373件、火災による死者数は1,456人
- ・ 出火件数については、前年比増（2,542件増加）であるが、10年前の72.1%
- ・ 火災による死者数については、前年比増（4人増加）であるが、10年前の72.6%
- ・ たばこによる火災は3,712件で、出火原因の第1位（第2位は放火、第3位はこんろ）

【出火件数及び火災による死者数の推移】



- ・ 平成29年中の住宅火災件数（放火を除く）は1万489件、住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く）は889人
- ・ 住宅火災件数については、前年比減（34件減少）であり、10年前の64.8%
- ・ 住宅火災による死者数については、前年比増（4人増加）であるが、10年前の77.4%
- ・ 住宅用火災警報器の設置率は、81.6%（平成30年6月1日時点）

【住宅火災の件数（放火を除く）及び住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く）の推移】



消防の組織（平成30. 4. 1 現在）の状況（第2章第1節）

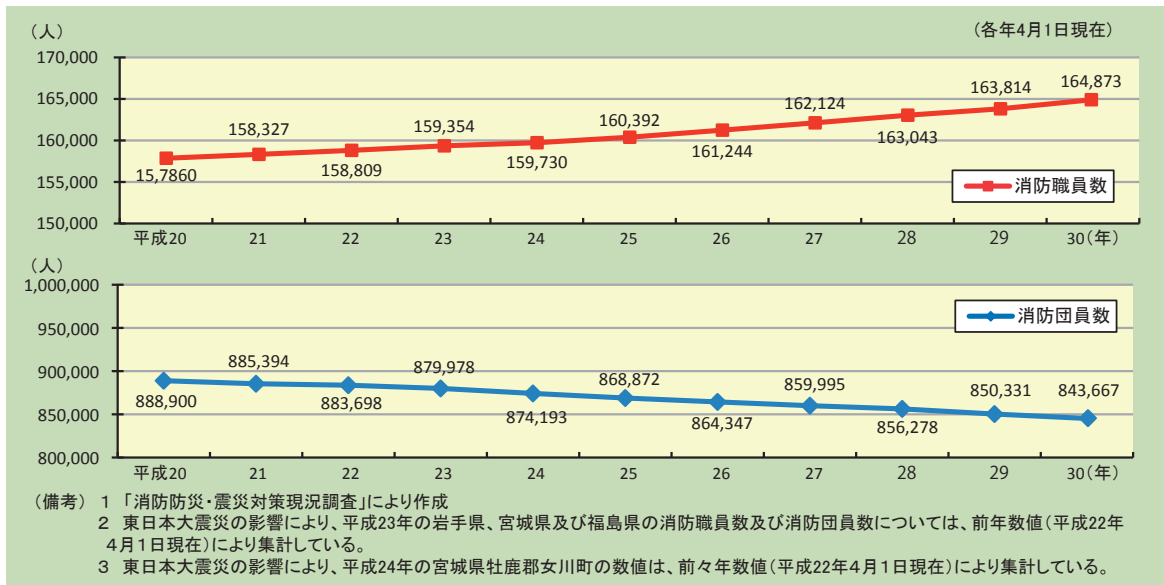
○ 消防本部

- ・ 728消防本部、1,719消防署が設置され、消防職員数は16万4,873人
- ・ 消防職員数については、前年比増（1,059人増加）であり、10年前の104.4%

○ 消防団

- ・ 消防団数は2,209団、団員数は84万3,667人であり、消防団はすべての市町村に設置
- ・ 消防団員数は前年比減（6,664人減少）であり、10年前の94.9%

【消防職員数、消防団員数の推移】

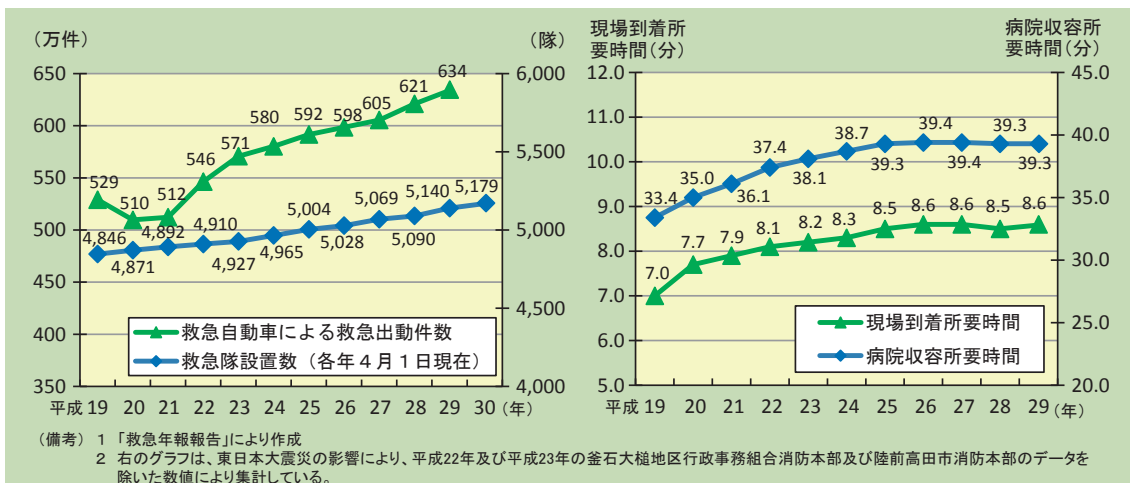


救急業務の実施状況（第2章第4節）

- 救急自動車による救急出動件数はほぼ一貫して増加傾向を示しており、平成29年中は過去最多の約634万件で、10年前と比較して約20%増加
- 救急隊設置数は、平成30年4月1日現在、5,179隊（対前年39隊増）で、10年前と比較して約6%の増加
- 平成29年中の現場到着所要時間の平均は8.6分（10年前と比較して1.6分延伸）
- 平成29年中の病院収容所要時間の平均は39.3分（10年前と比較して5.9分延伸）

【救急自動車による救急出動件数及び救急隊設置数の推移】

【救急自動車による現場到着所要時間及び病院収容所要時間の推移】





緊急消防援助隊（第2章第7節）

- 緊急消防援助隊登録隊数は、平成30年4月1日現在、**5,978隊**（対前年320隊増）
- 平成7年(1995年)に発足し、以来**38回**の出動実績（平成30年11月末現在）
- 緊急消防援助隊は、**指揮支援部隊、都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）**で編成
- **南海トラフ地震、首都直下地震における緊急消防援助隊の運用方針等**について、中央防災会議における対応方針・被害想定等を踏まえ、**アクションプラン**を策定

エネルギー・産業基盤災害即応部隊 （ドラゴンハイパー・コマンドユニット）

- ・ エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、石油コンビナート、化学プラント等のエネルギー・産業基盤が立地する地域における特殊災害に対し、専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことが任務
- ・ 遠距離大容量送水及び放水が可能な特殊車両で構成
- ・ 平成30年度までに12本部に配備予定



全国統一シンボルマーク



ドラゴンハイパー・コマンドユニットの中核車両である大型放水砲搭載ホース延長車（左）と大容量送水ポンプ車（右）

自治体消防制度70周年に関する記念事業（第4章）

- 昭和23年（1948年）3月7日に「消防組織法」が施行され、市町村消防を原則とする今日の「自治体消防」制度が確立
- 平成30年（2018年）3月7日に、国民の安心・安全な生活を確保するという消防に課せられた使命の重要性を再認識し、更なる消防防災体制の充実強化を期するため、国技館において、「**自治体消防制度70周年記念式典**」を実施
- 記念式典に引き続き、消防団活動に協力する事業所を顕彰すること等により、今後の全国における消防・防災活動がより一層活性化することを旨とし、「**消防・防災活動活性化大会**」を開催



内閣総理大臣表彰



長野県内消防団ラッパ隊による演奏

平成30年2月に発生した台湾東部での地震災害における活動（第5章）



花蓮県での活動支援
（平成30年2月派遣）
（JICA提供）

- 昭和61年（1986年）に国際消防救助隊が発足し、以来21回の出動実績
- 平成30年2月、台湾当局による捜索・救助活動を支援するため、国際緊急援助隊専門家チーム8人（国際消防救助隊員2人）を派遣
- 専門家チームは、**現地救助隊に対して捜索用資機材の取扱指導や捜索活動の助言を実施**
- 東日本大震災の際に台湾が行った支援に対する日本側の恩返しと受けとめられ、**台湾において高く評価**

問い合わせ先

消防庁総務課 田中、高橋 TEL: 03-5253-7506（直通）

消防本部等における災害対応機能の維持に係る非常用電源の設置状況等の調査結果

消防・救急課

1 はじめに

地震・風水害等の災害が発生した際、消防機関は、人命救助等をはじめとする災害対応を担うことから、災害応急対策の拠点としての機能を適切に果たさなければなりません。

災害時に消防本部庁舎等が被災し、人、資器材、情報等の資源が制約を受けた場合でも、災害対応を的確に行えるよう、消防活動の継続に必要な態勢を確保しておくことは極めて重要です。

消防力の整備指針第23条第2項において、「消防本部及び署所に、地震災害及び風水害時等において災害応急対策の拠点機能を適切に発揮するため、非常用電源設備等を設置するものとする。」と定めており、非常用電源の整備を進めることとしています。

消防庁では、「平成27年9月関東・東北豪雨」等において、地方公共団体の庁舎で停電が発生し、災害応急対策に支障が生じる事例が見受けられたため、消防本部庁舎等における非常用電源の確保状況等を把握するための調査を実施し、今年度の調査においても、平成30年11月にその調査結果をとりまとめましたので、ご紹介いたします。

2 調査の概要

2.1 調査対象

消防本部庁舎:728庁舎
 指令センター:646箇所(指令センターを有しない119番受信設備を含む)
 消防署所:4,851署所

2.2 調査基準日

平成30年10月1日

2.3 調査内容

- 非常用電源の設置状況
- 非常用電源の使用可能時間
- 非常用電源の浸水・地震対策

3 調査結果

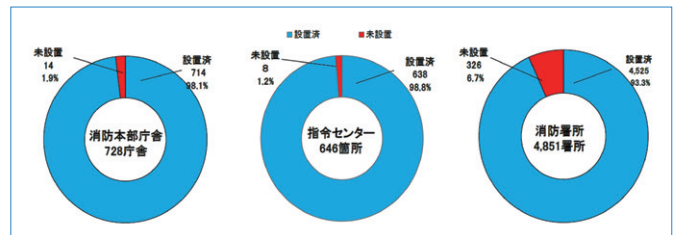
3.1 非常用電源の設置状況

非常用電源の設置状況を見ると、設置している消防庁舎は、

- 消防本部庁舎 714 庁舎(98.1%)
- 指令センター 638 箇所(98.8%)
- 消防署所 4,525 署所(93.3%)

となっています。(図1)

図1



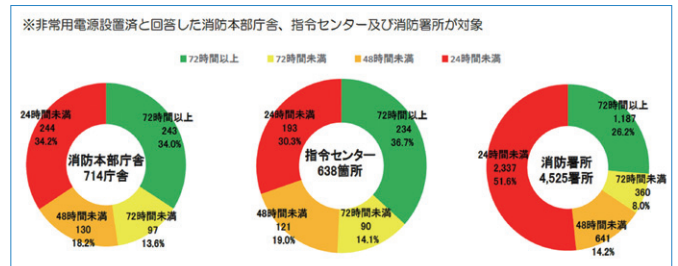
3.2 非常用電源の使用可能時間

非常用電源の使用可能時間を見ると、使用可能時間が72時間以上のものは、

- 消防本部庁舎 243 庁舎 (34.0%)
- 指令センター 234 箇所 (36.7%)
- 消防署所 1,187 署所 (26.2%)

となっています。(図2)

図2



3.3 非常用電源の災害対策状況

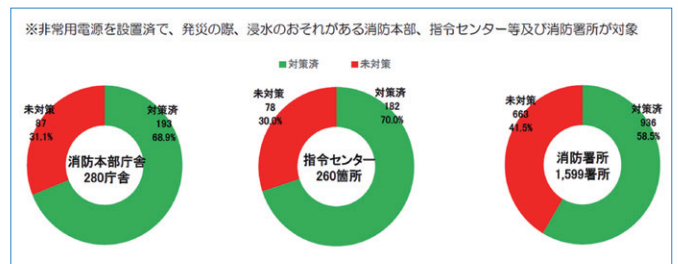
3.3.1 浸水に対する対策

非常用電源を設置済で、浸水のおそれがある庁舎のうち、浸水対策をしている消防本部、指令センター、消防署所は、

- 消防本部庁舎 193 庁舎 (68.9%)
- 指令センター 182 箇所 (71.0%)
- 消防署所 936 署所 (58.5%)

となっています。(図3)

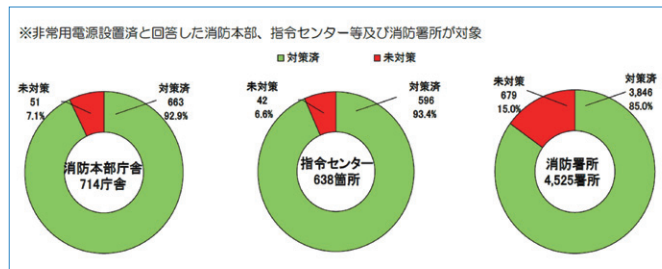
図3



3.3.2 地震に対する対策

非常用電源を設置している消防本部、指令センター、消防署所のうち、地震対策を講じている消防本部、指令センター、消防署所は、
 ○消防本部庁舎 663 庁舎 (92.9%)
 ○指令センター 596 箇所 (93.4%)
 ○消防署所 3,846 署所 (85.0%)
 となっています (図4)

図4



4 調査結果を受けて

消防庁では、「消防本部等における災害対応機能の維持に係る非常用電源の設置状況等の調査結果について」(平成30年12月7日付け消防消第319号消防庁消防・救急課長通知)により、以下のことについて各都道府県を通じて各消防本部にも周知しています。

1 非常用電源の整備について

消防力の整備指針第23条第2項において、「消防本部及び署所に、地震災害及び風水害時等において災害応急対策の拠点機能を適切に発揮するため、非常用電源設備等を設置するものとする。」と定めており、指令センターも含めて、非常用電源の整備を進めること。

なお、非常用電源の整備は、緊急防災・減災事業債の対象事業であることから、その活用を検討すること。

2 非常用電源の地震・浸水対策について

消防力の整備指針第23条第1項において、「消防本部及び署所の庁舎は、地震災害及び風水害時等において災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、十分な耐震性を有し、かつ、浸水による被害に耐え得るよう整備するものとする。」と定めており、耐震措置や浸水想定水位より上部への非常用電源の設置などの対策を進めること。

なお、「緊急防災・減災事業債の積極的な活用による消防防災体制の充実について(平成29年9月7日付け事務連絡)」における「平成29年度地方債についての質疑応答集」の中で、既存の非常用電源に対する浸水・地震対策(上層階への移設、防護板の設置等)についても緊急防災・減災事業債の対象事業とされていることから、その活用を検討すること。

3 非常用電源の使用可能時間について

「大規模災害時における地方公共団体の業務継続の手引き」(平成28年2月内閣府(防災担当))において、「72時間は、外部からの供給なしに非常用電源を稼働可能とする措置が望ましい。」とされていることから、発災直後からの応急対策の重要性を鑑み、大規模な災害が発生した場合には物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識の下、72時間は外部からの供給なしに非常用電源を稼働できるよう、あらかじめ燃料等を備蓄しておくこと。

また、停電の長期化に備え、1週間程度は災害対応に支障がでないよう準備することが望ましく、その際、軽油、重油等の燃料の備蓄量等は、消防法、建築基準法等により制限される場合もあるため、あらかじめ燃料販売事業者等との優先供給に関する協定の締結等も検討すること。

5 終わりに

今回の調査結果では、前回調査した平成29年10月1日時点から設置率は向上していますが、未だに非常用電源が整備されていない消防本部庁舎等がみられました。

また、非常用電源が整備されている庁舎であっても、72時間の稼働時間が確保されていないものや、発災の際に浸水の恐れがあるにもかかわらず、浸水対策がなされていないもの、地震対策がなされていないものがみられました。

平成30年北海道胆振東部地震では、北海道全域で停電が発生し、非常用電源を整備する重要性が改めて認識されたところです。

平成32年度までの3年間で集中的に講じられる防災・減災、国土強靱化のための緊急対策の一環として、消防本部等における非常用電源の整備等を促進し、災害対応機能が確保されるよう、今後も取り組んでまいります。

なお、本調査結果については、消防庁のホームページに掲載しているので参考にしてください。

(http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi3001/t_index.html)

問い合わせ先

消防庁消防・救急課 警防係
 TEL: 03-5253-7522

地方公共団体における「業務継続計画策定状況」に係る調査結果

防災課

1 調査の趣旨等

地方公共団体は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を果たしつつ、地域の住民生活に不可欠な通常業務を継続することが求められます。したがって、災害時に地方公共団体自らが被災し、資源（人、物、情報等）が制約を受けた場合でも、優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう、業務継続計画の策定等により、業務継続性を確保しておくことが極めて重要です。

このため、内閣府（防災担当）において、人口が1万人に満たないような小規模な市町村であっても業務継続計画を容易に策定できるよう「市町村のための業務継続計画作成ガイド」（平成27年5月）を策定したほか、「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」（平成22年4月）についても、東日本大震災等を踏まえ内容の拡充等を図り、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成28年2月）として改定が行われました。さらに、熊本地震での課題を踏まえ、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（平成29年3月）が策定されております。

消防庁では、業務継続計画の策定状況を把握するため、本調査を毎年実施しており、平成30年度においても6月1日時点の地方公共団体における業務継続計画の策定状況について調査を実施し、結果を取りまとめました。都道府県においては全団体で策定済み、市町村においても8割の団体で策定済みであり、今年度策定予定団体も含めると約9割の団体で策定済みとなる見込みです。

引き続き消防庁では、全ての団体の策定を目指すとともに策定済みの団体においても内容の充実を図るため研修会を開催するなど、業務継続計画の策定を促進してまいります。

2 調査結果

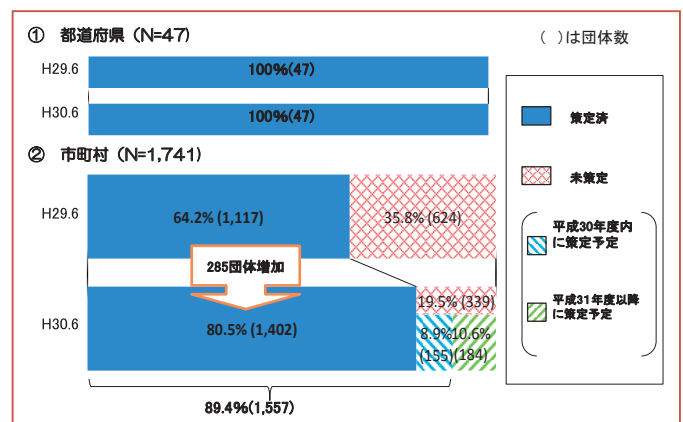
（1）都道府県における策定状況：100%

都道府県においては、平成28年4月1日時点で、全ての団体（47都道府県）で策定が完了しています。

（2）市町村における策定状況：80.5%

市町村における平成30年6月1日現在の策定率は80.5%（1,402団体）と、前回調査から16.3%（285団体）増加しました。平成30年度末時点では1,557団体で策定が完了する予定となっており、策定率は約9割に達する見込みです。

業務継続計画策定状況の推移



なお、業務継続計画の策定済み団体においても、熊本地震で課題とされた受援に関する規定を備えている団体は4割程度であるなど、一層の内容充実の余地があることが把握されました。

調査結果を踏まえ、消防庁は、業務継続計画未策定の市町村に対しては、早期に業務継続計画を策定することを、業務継続計画を策定している団体に対しては、職員の教育や訓練等により業務継続計画の実効性を高めるとともに、受援に関する規定の整備と併せて内容の充実を図ることを促しております。

※ 業務継続計画

災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時であっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画。

<地方公共団体における業務継続計画策定状況の調査結果（平成30年12月）リンク先>

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h30/12/301226_houdou_1.pdf

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 震災対策係
TEL: 03-5253-7525

第21回全国消防救助シンポジウムの開催

消防庁国民保護・防災部参事官

平成30年11月26日（月）、「救助活動事例の教訓を踏まえ検証した効果的な救助手法」をテーマに、第21回全国消防救助シンポジウムを東京都文京区の文京シビックホールにおいて開催しました。

黒田消防庁長官の開会挨拶（次々頁に掲載）に続き、村上全国消防長会会長からご祝辞をいただいた後、独立行政法人日本スポーツ振興センター国立登山研修所/UIAGM国際山岳ガイド連盟の長岡健一氏から「山岳救助におけるリスクマネジメント」について、慶應義塾大学の中西美和氏から「効果的な救助業務に対する内発的動機づけのためのKnow-Why教育」について、それぞれ講演をいただきました。

また、全国の消防職員・救助隊員を代表して、7名の方に事例研究発表をしていただきました。高い問題意識と旺盛な探究心を持って知識の習得や創意工夫に努め、平時からの体制整備や実践的な訓練の実施等に積極的に取り組んでいる姿を伝えていただきました。総合討論では、講演者、特別報告者、事例研究発表者、更には会場の出席者を交えて活発な意見交換が行われました。これらに加え、倉敷市消防局の賀門良介氏には、平成30年7月豪雨災害の活動報告をしていただきました。

本シンポジウムは、全国各地から約1,800名の消防防災関係者が一堂に会し、お互いの経験や新たな取組みに関する情報の共有化が図られ、大変活気のある有意義なものでした。本シンポジウムが我が国の救助体制のより一層の充実に寄与することを期待します。（当日の記録集については、年度末に消防庁ホームページに掲載予定。）



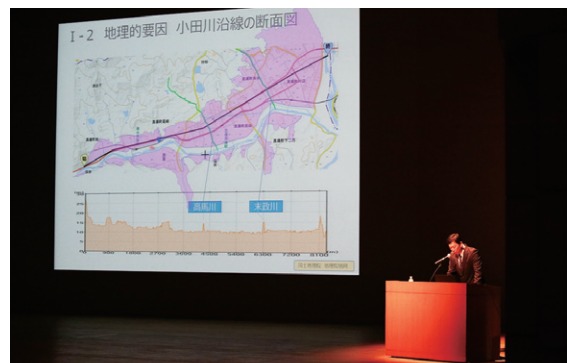
祝辞を述べる村上全国消防長会会長



長岡健一氏の講演



中西美和氏の講演



賀門良介氏の講演



総合討論の様子

第21回全国消防救助シンポジウム プログラム

I 開会あいさつ

消防庁長官 黒田 武一郎

II 来賓祝辞

全国消防長会 会長 村上 研一 様

III 講演

「山岳救助におけるリスクマネジメント」
 独立行政法人日本スポーツ振興センター国立登山研修所 専門調査委員
 UIAGM国際山岳ガイド連盟 国際山岳ガイド 長岡 健一 氏

IV 特別報告

「平成30年7月豪雨災害活動報告（倉敷市真備地区）」
 倉敷市消防局警防課 主幹 賀門 良介 氏

V 講演

「効果的な救助業務に対する内発的動機づけのためのKnow-Why教育」
 慶應義塾大学理工学部管理工学科 准教授 中西 美和 氏

VI 事例研究発表

※発表順

消防本部名	氏名	演題
川崎市消防局	村上 丈史	現場の状況に対応した救出方法の考察について
豊田市消防本部	山本 洋佑	生コンクリート生き埋め事案の救出方法及び隊員の受傷防止について
船橋市消防局	長谷 憲弥	隊員を応急支点とした障害物回避の検証
座間市消防本部	山口 智也	橋上で発生した不安定状況下での救助活動について
北九州市消防局	藤川 良平	大規模土砂災害時における効率的な検索活動のためのマーキング手法
水戸市消防本部	根本 泰成	身体を支点とした高所からの救助手法について
大阪市消防局	工藤 徹也	NBC災害対策について～G20大阪サミット等広域災害応援を見据えて～

VII 総合討論

「討論テーマ：効果的な救助手法」
 司会：消防庁国民保護・防災部 参事官補佐 布川 賢治

VIII 閉会あいさつ

消防庁国民保護・防災部 参事官 上村 昇

黒田消防庁長官の開会挨拶

第21回全国消防救助シンポジウムの開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

まずは、全国各地から約1,800名の消防関係機関の方々をお迎えして、このシンポジウムを開催できることを、主催者を代表して、深く感謝申し上げます。

また本日は、全国消防長会 村上会長にご臨席いただくとともに、長岡様、中西様にはご講演をいただくこととなっており、厚くお礼申し上げます。

さて、近年の災害を振り返りますと、全国各地で自然災害が発生しており、本年におきましても4月に大分県中津市において発生した土砂災害、6月の大阪府北部地震、また、7月には西日本を中心とする豪雨災害、さらには9月に発生した北海道胆振東部地震など自然災害による被害は後を絶ちません。このような災害に対して、地元消防本部はもとより、全国各地から緊急消防援助隊が出動していただき、多くの方々を救出していただきました。

救助隊員の皆様には、昼夜を分かたず身を挺して賢明な救助活動を実施していただいたことに改めて敬意を表しますとともに、心から感謝申し上げます。

このような、頻発する自然災害に加え、都市構造や社会基盤の変化に伴い、複雑多様化する救助事象に対応するため、救助隊員の皆様には、より一層高度な救助技術が求められます。



黒田消防庁長官の開会挨拶

本日のシンポジウムでは「救助活動事例の教訓を踏まえ検証した効果的な救助手法」をテーマとし、過去の災害で直面した課題やそこから得た教訓、その対応策として構築した効果的な救助手法について、皆様と情報共有を図り、我が国の救助技術の更なる発展に寄与することを期待しております。

消防庁におきましては、常備消防力や消防団を中核とした地域防災力など、消防防災体制の充実強化に引き続き取り組んで参りますので、皆様におかれましても、より一層の救助体制の充実強化を図られますようお願い申し上げます。

結びに全国の消防関係機関のますますのご発展と、ご臨席の皆様のご健勝とご多幸を心より祈念いたしまして、挨拶といたします。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部参事官付救助係
総務事務官 堀木 政人
TEL: 03-5253-7507

「日本・フィリピン国際消防防災フォーラム」の開催

参事官

1 国際消防防災フォーラム

経済発展や都市化が進んでいるアジア諸国では、これまで以上に高度な消防・防災体制を構築する必要性が高まっており、これらの国から我が国に対し、人命救助や消火の技術、火災予防制度等に関する知見の共有や技術の移転に対する要望が増加しています。

このことを踏まえ、消防庁では我が国の消防防災技術・制度等をアジア諸国を中心に広く紹介する国際消防防災フォーラムを平成19年度から年に1度開催しています。

11回目となる本年度のフォーラムは、平成30年11月28日、29日に、フィリピンのマニラ首都圏ケソン市において「日本・フィリピン国際消防防災フォーラム」と題し、フィリピン内務自治省消防局との共催で実施しました。



フォーラム 開会式

2 今次フォーラムの概要

フォーラムは、フィリピン内務自治省及び在フィリピン日本国大使館からのスピーチで幕を開け、その後、長尾一郎消防研究センター所長をはじめとする消防庁職員より、フィリピン側の要望に応じて設定されたテーマに関するプレゼンテーションが行われました。また、フィリピン側からも2つのテーマでプレゼンテーションが行われ、フィリピン消防の実情が日本側の参加者に共有されました。今回は、フィリピン側からの提案によりプレゼンターと参加者との質疑応答の場が多く設けられ、プレゼンターは個々のプレゼンテーションについて会場の参加者と活発な意見交換を行いました。両国の参加者から多くの質問があり、とりわけフィリピン側の参加者の日本の制



会場内 プレゼンテーション

度や災害対応に対する関心の高さが感じられました。

3 消防用機器等の「海外展開」の場としても

また、フォーラムには我が国の消防・防災関係企業（12社）も参加しました。各企業の参加者は、ステージ上でのプレゼンテーションやそれに続く全社参加の質疑応答セッションに加え、会場に隣接して設けられた展示ブースにおいて、自社製品のPRを行いました。



日本企業と参加者との質疑応答



日本企業による製品紹介

4 おわりに

今次のフォーラムは、フィリピン内務自治省消防局やJETROの協力により、消防団関係者や地方自治体の防災担当者、消防防災機器の取り扱い企業の参加も得ることができ、官民連携して日本の消防防災分野における知見、経験、技術等をフィリピンの消防防災関係者に幅広くアピールする良い機会となりました。

発表テーマ

【日本側】

- 日本の消防の制度概要と自然災害対応
- 日本の消防団
- 日本の予防行政
- 日本の消防用機器に係る規格・認証制度
- 日本の消防機関によるCBRNE対応

【フィリピン側】

- フィリピンの火災予防
- フィリピンの救助、救急、CBRNE等

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部参事官付 手島、村田
TEL: 03-5253-7507

「平成30年度 石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」について

特殊災害室

1 趣旨及び目的

石油コンビナート等の特定事業所には、火災や爆発等の災害に対応するため、防災要員や消防車両等を備えた自衛消防組織や共同防災組織（以下、「自衛防災組織等」という。）が置かれています。

消防庁では、特定事業所の防災を担う自衛防災組織等の防災要員の技能及び士気の向上を図り、防災体制を充実強化することを目的とした「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」を平成26年度から実施しています。

2 競技の概要

特定事業所内の石油タンクで火災が発生したことを想定し、自衛防災組織等の保有する消防車両を活用した消火活動競技を行いました。



3 参加組織

全国745（平成30年4月1日現在）の自衛防災組織等のうち、「大型化学高所放水車及び泡原液搬送車」又は「高所放水車（大型化学高所放水車、大型高所放水車又は普通高所放水車をいう。）及び化学消防車（大型化学消防車又は甲種普通化学消防車をいう。）」を保有する自衛防災組織等を対象にしており、管轄する消防本部からの推薦が参加条件となります。

今年度は、36の消防本部から推薦された42の自衛防災組織等が参加しました。

4 コンテストの結果

推薦組織が20を超えたことから、ビデオ審査による予選を行いました。予選を通過した20の自衛防災組織等を対象に、10月5日から10月30日の期間に消防庁の職員が当該事業所に出向き、隊員等の安全管理、消防車両等の確実な操作や取扱いについて審査しました。

11月16日（金）に消防庁長官を委員長とする審査・表彰委員会を開催し、最優秀賞（総務大臣表彰）1組織、優秀賞（総務大臣表彰）4組織、奨励賞（消防庁長官表彰）15組織を決定しました。（〔 〕内は事業所名）

<最優秀賞>

株式会社K S P大黒神奈川共同防災センター

<優秀賞>

川崎市千鳥地区防災協議会

三井化学株式会社大阪工場自衛防災組織 [三井化学株式会社大阪工場]

関西国際空港航空機給油施設自衛防災組織 [新関西国際空港株式会社]

三井化学株式会社岩国大竹工場自衛防災組織 [三井化学株式会社岩国大竹工場]

する詳細は総務省消防庁のホームページ (http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_18.html) に掲載しておりますので、ご覧ください。



株式会社KSP大黒神奈川共同防災センター



5 総務大臣賞表彰式

平成30年12月14日（金）に、東海大学校友会館（東京都千代田区霞が関3-2-5）において、総務大臣賞表彰式を開催し、黒田消防庁長官から総務大臣賞を受賞した5組織に表彰状と記念品を授与しました。

6 おわりに

石油コンビナートでは、一度災害が発生すれば被害が甚大なものとなることから、災害の発生、拡大の防止のために自衛防災組織等が果たす役割は非常に大きいものがあります。今後も、各事業所においては、災害の予防に努めていただくとともに、自衛防災体制の強化を図っていただきたいと思います。なお、技能コンテストに関

問い合わせ先

消防庁特殊災害室
TEL: 03-5253-7528

総務大臣感謝状贈呈式（消防団関係）の開催

地域防災室

平成29年4月1日に比して平成30年同日現在の消防団員が相当数増加した消防団、並びに本年発生した「平成30年7月豪雨」及び「平成30年北海道胆振東部地震」において献身的に活動を行った消防団に対し、感謝の意を表するため、平成30年12月20日、石田総務大臣から感謝状を贈呈しました。

消防庁においては、平成25年12月に成立した地域の防災力の充実強化を目的とする「消防団を中核とした地

域防災力の充実強化に関する法律」の趣旨を踏まえ、女性や若者をはじめとする幅広い層への加入促進、消防団員の処遇の改善、装備・教育訓練の改善等について全力を挙げて取り組んでいるところです。

この度、感謝状を贈呈した各消防団の取組を参考にすなど、各地において消防団の充実強化のため更なる取組を行っていただきたいと考えております。

総務大臣感謝状贈呈団体

（以下の（1）から（5）に該当する数の単純合計で、114。以下の（1）から（5）に重複して該当する消防団を差し引いた数（純計）としては、105の消防団。）

（1）平成29年4月1日に比して平成30年同日現在の消防団員が相当数増加した消防団（17団）

- | | | |
|----------------|-----------------|-----------------|
| ○大衡村消防団（宮城県） | ○大蔵村消防団（山形県） | ○川俣町消防団（福島県） |
| ○檜葉町消防団（福島県） | ○小山市消防団（栃木県） | ○池袋消防団（東京都） |
| ○横浜市南消防団（神奈川県） | ○横浜市港南消防団（神奈川県） | ○横浜市栄消防団（神奈川県） |
| ○新潟市消防団（新潟県） | ○小矢部市消防団（富山県） | ○南アルプス市消防団（山梨県） |
| ○阿智村消防団（長野県） | ○安城市消防団（愛知県） | ○神石高原町消防団（広島県） |
| ○宇部市消防団（山口県） | ○松浦市消防団（長崎県） | |

（2）平成29年4月1日に比して平成30年同日現在の女性の消防団員が相当数増加した消防団（8団）

- | | | |
|--------------|----------------|--------------|
| ○檜葉町消防団（福島県） | ○沼田市消防団（群馬県） | ○新潟市消防団（新潟県） |
| ○福井市消防団（福井県） | ○京都市下京消防団（京都府） | ○宇部市消防団（山口県） |
| ○山口市消防団（山口県） | ○松山市消防団（愛媛県） | |

（3）平成29年4月1日に比して平成30年同日現在の学生の消防団員が相当数増加した消防団（9団）

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| ○越谷市消防団（埼玉県） | ○新潟市消防団（新潟県） | ○柏崎市消防団（新潟県） |
| ○敦賀消防団（福井県） | ○豊田市消防団（愛知県） | ○宇部市消防団（山口県） |
| ○山口市消防団（山口県） | ○松山市消防団（愛媛県） | ○宮崎市消防団（宮崎県） |

（4）平成30年7月豪雨において献身的に活動を行った消防団（76団）

（岡山県）

- | | | | | | |
|----------|---------|-----------|---------|----------|----------|
| ○岡山市消防団 | ○倉敷市消防団 | ○津山市消防団 | ○玉野市消防団 | ○笠岡市消防団 | ○井原市消防団 |
| ○総社市消防団 | ○高梁市消防団 | ○新見市消防団 | ○備前市消防団 | ○瀬戸内市消防団 | ○赤磐市消防団 |
| ○真庭市消防団 | ○美作市消防団 | ○浅口市消防団 | ○和気町消防団 | ○早島町消防団 | ○里庄町消防団 |
| ○矢掛町消防団 | ○新庄村消防団 | ○鏡野町消防団 | ○勝央町消防団 | ○奈義町消防団 | ○西粟倉村消防団 |
| ○久米南町消防団 | ○美咲町消防団 | ○吉備中央町消防団 | | | |

（広島県）

- | | | | | | |
|-----------|-----------|----------|-----------|------------|------------|
| ○広島市中消防団 | ○広島市東消防団 | ○広島市南消防団 | ○広島市西消防団 | ○広島市安佐南消防団 | ○広島市安佐北消防団 |
| ○広島市安芸消防団 | ○広島市佐伯消防団 | ○呉市消防団 | ○竹原市消防団 | ○三原市消防団 | ○尾道市消防団 |
| ○福山市消防団 | ○府中市消防団 | ○三次市消防団 | ○庄原市消防団 | ○大竹市消防団 | ○東広島市消防団 |
| ○廿日市市消防団 | ○安芸高田市消防団 | ○江田島市消防団 | ○府中町消防団 | ○海田町消防団 | ○熊野町消防団 |
| ○坂町消防団 | ○安芸太田町消防団 | ○北広島町消防団 | ○大崎上島町消防団 | ○世羅町消防団 | ○神石高原町消防団 |

(愛媛県)

- 松山市消防団 ○今治市消防団 ○宇和島市消防団 ○八幡浜市消防団 ○西条市消防団 ○大洲市消防団
- 伊予市消防団 ○四国中央市消防団 ○西予市消防団 ○東温市消防団 ○上島町消防団 ○久万高原町消防団
- 松前町消防団 ○砥部町消防団 ○内子町消防団 ○伊方町消防団 ○松野町消防団 ○鬼北町消防団
- 愛南町消防団

(5) 平成30年北海道胆振東部地震において献身的に活動を行った消防団(4団)

- 胆振東部消防組合厚真消防団(北海道) ○胆振東部消防組合穂別消防団(北海道)
- 胆振東部消防組合安平消防団(北海道) ○胆振東部消防組合鶴川消防団(北海道)



贈呈の様子①



贈呈の様子②



受賞団体①



受賞団体②

問合わせ先

消防庁地域防災室 佐久間、長谷川
TEL: 03-5253-7561

古賀総務大臣政務官 東京消防出初式出席

総務課

平成31年1月6日に東京ビッグサイトで実施された東京消防出初式に古賀総務大臣政務官が出席しました。古賀総務大臣政務官は総務大臣祝辞を代読し、オープンカーに乗車して部隊検閲を行いました。

東京消防出初式は、消火・救助・救急演技、消防機械部隊分列行進、江戸消防記念会による伝統の木遣り行進・はしごのり、東京消防庁音楽隊・カラーガーズ隊の演奏・演技などが実施され、新春恒例の防火・防災行事として毎年多くの方々に親しまれているものです。



オープニングパレード



総務大臣祝辞を代読する古賀総務大臣政務官



一斉放水・はしご隊演技



部隊検閲を行う古賀総務大臣政務官



機械部隊分列行進

※写真は東京消防庁提供

問い合わせ先
消防庁総務課
TEL: 03-5253-7521

緊急消防援助隊情報

平成30年度地域ブロック合同訓練の実施結果について

広域応援室

北海道東北ブロック 福島県実行委員会

平成30年度緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練は、福島県沿岸部の地域特性を反映した災害を想定し、「福島県消防広域応援基本計画」及び「福島県緊急消防援助隊受援計画」に基づいた実践的なブラインド型の訓練を、次のとおり実施した。

1. 実施日

平成30年11月17日(土)・18日(日)

2. 実施場所

福島県いわき市、双葉郡楡葉町

3. 実施内容

(1) 訓練想定

平成30年11月17日(土) 8時00分に福島県沖を震源とするマグニチュード9.0の地震が発生し、最大震度はいわき市で震度6強を観測、沿岸部には津波警報が発表された。

この地震により、いわき市及び双葉郡楡葉町を中心とする福島県沿岸地域では、建物倒壊、火災、土砂災害及び津波による浸水被害等、甚大な被害が生じた。

(2) 指揮本部及び指揮支援本部設置・運営訓練

地震発生後、福島県庁に福島県災害対策本部、いわき市役所にいわき市災害対策本部、そして、いわき市消防本部と双葉地方市町村圏組合消防本部にそれぞれ指揮本部を設置し、緊急消防援助隊の応援要請に係る、被災地消防本部～市災害対策本部～県災害対策本部間の情報伝達等を重点に、図上訓練を実施した。

緊急消防援助隊の応援要請後は、県災害対策本部内に消防応援活動調整本部を、被災地消防本部内に指揮支援本部を設置し、実動訓練と連動させた訓練を実施した。

《今後の課題》

緊急消防援助隊の応援要請までを重視して訓練を実施したが、指揮支援部隊長が部隊配置を検討するための十分な時間を設ける必要があった。

緊急消防援助隊受入れの調整や消防応援活動調整本部の設置場所について検証する良い機会となり、今後も継続して訓練を行う必要がある。

(3) 部隊参集訓練・受援対応訓練

福島県緊急消防援助隊受援計画に指定されている進



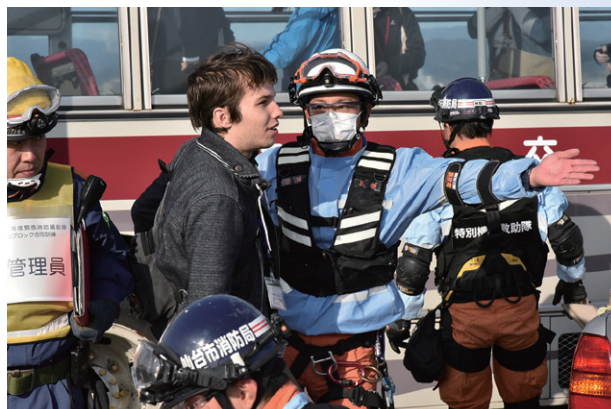
消防応援活動調整本部等設置運営訓練 福島県庁

出拠点を設け、当該進出拠点の管轄消防本部から連絡員を派遣し、被災消防本部管内の2次進出拠点への進出を指示し、2次進出拠点からは、被災地消防本部の計画に基づき、受援誘導班及び消防団により活動場所までの誘導を実施した。

支援情報共有ツールの機能改修により、各種データ等のアップロードが可能になったことから、情報の収集及び提供等が容易になった。

《今後の課題》

動態情報システムに地点ポイントを付すと共に、支援情報共有ツールにデータを添付する等、各種ツールを最大限に活用し、被害情報や進出拠点、活動拠点等の情報提供をしたが、被災地内における燃料補給場所等の重要事項について情報提供が遅れた。各道県隊の進出スケジュールに関わるので早期に行う必要がある。



外国人要救助者への対応訓練 (多重衝突事故救助救出訓練)



(4) 部隊運用訓練

部隊運用訓練は、2日間にわたり7項目の訓練を、いわき市内6カ所及び双葉郡楡葉町において実施した。

1日目は、隣接する双葉郡内で座屈建物救助救出訓練を実施したほか、今秋、撤去予定の応急仮設住宅を実際に複数棟倒壊させた街区検索救助救出訓練、夜間に及ぶ土砂災害救助救出訓練を実施した。

2日目は、橋上の限られたスペースで車両約20台を使用した多重衝突事故救助救出訓練、津波により大型船舶が座礁したとの想定で県の漁業実習船を使用した津波災害救助救出訓練、大規模市街地火災を想定し、民間団体による水利供給及び市街地空中消火戦術マニュアルに基づいた空中消火訓練を実施するとともに、北海道東北ブロック内では初めて配備されたドラゴンハイパー・コマンドユニットによる石油コンビナート火災対応訓練も実施した。

指揮支援部隊長の部隊統制の下、各会場の被災状況及び消防力を総合的に判断し、部隊の配置及び転戦の指示が行われるなど、実践的な訓練を実施した。



大型船舶を使用した津波災害救助救出訓練（福島丸）



大規模市街地火災を想定した火災対応訓練
(好間工業団地大熊第2仮設住宅)

《今後の課題》

部隊の移動時間について、想定以上の時間を要し、訓練の開始時間に遅れが生じてしまったことから、分散型の訓練会場においては、今後十分な移動時間を考慮し計画する必要がある。

(4) 後方支援活動訓練

熊本地震の際、既存の建物を活用した宿営が困難となった事例も考慮し、本県の受援計画で指定している21世紀の森公園において、屋外による宿営訓練を実施した。

また、訓練に参加した女性隊員8名は、支援車I型2台を活用し、道県の枠を超えた宿営訓練を実施した。

《今後の課題等》

デコンタミネーションエリアの活用が少なかったことから、汚染・感染予防を考慮した後方支援活動の重要性について、更なる周知を図る必要がある。

また、若手職員によるテント設営の経験が少なくなってきたことから、屋外での宿営訓練も必要である。



後方支援活動訓練（21世紀の森公園）

4. おわりに

東日本大震災以降、津波被害を受けた被災地で開催される実動訓練は、今回が初めてであることから、当時の経験や被災状況を踏まえ、より実践的な活動となるよう訓練を計画し、訓練会場設営については、市内の企業から、多くの協力をいただいた。

災害の多い時代であった平成最後の北海道東北ブロック訓練として、我々が震災で得た教訓を訓練に反映することにより、参加いただいた緊急消防援助隊の技術及び連携活動能力の向上、さらには新しい時代の災害対応能力の強化に繋がることを切に願う。

結びに、本訓練の開催に際し、適切な助言をいただいた訓練検討員をはじめ、多大な御協力をいただいた、各道県消防本部、関係機関並びに地元企業の皆様へ心より感謝申し上げます。

問合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室
TEL: 03-5253-7527 (直通)



関東ブロック 神奈川県実行委員会

平成30年度緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練は、神奈川県内での地震に起因する大規模災害を想定し、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱及び緊急消防援助隊の運用に関する要綱に基づく出動要請、部隊の参集、配備等について受援体制を検証した。また、県内消防応援隊、緊急消防援助隊及び各関係機関との連携強化を図ることを目的とし、県内の複数会場において、次のとおり実践的な訓練を実施した。

1. 実施日

平成30年11月30日（金）・12月1日（土）

2. 実施場所

神奈川県 横浜市、川崎市、相模原市、厚木市等

3. 実施内容

(1) 訓練想定

平成30年11月30日（金）8時30分、都心南部を震源とする地震が発生し、神奈川県内では最大震度6強を観測した。この地震により、神奈川県内では、建物倒壊、火災、道路損壊、土砂災害等が発生。臨海地域では、コンビナート施設の損壊により大規模な火災が発生し、甚大な被害となっているため、神奈川県知事は、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の応援を要請した。

(2) 本部運営訓練

想定地震発生後に、県庁には災害対策本部及び消防応援活動調整本部を設置、また、横浜市消防局、川崎市消防局、相模原市消防局及び厚木市消防本部には指揮本部及び指揮支援本部を設置し、緊急消防援助隊の応援要請等に係る情報伝達、受援調整、部隊活動調整等について、次のとおり二部構成で図上訓練を実施した。

ア 第1部

図上訓練の高度化・高頻度化を図ることを目的として消防庁が作成した緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練図上訓練作成マニュアルを活用し、実動訓練とは連動させず実施した。

イ 第2部（1日目、2日目）

実動訓練と連動させ、参集した緊急消防援助隊の活動に対して実践的な指揮・管理を実施した。

※2日目については、厚木会場のみ実施。

《今後の課題》

消防応援活動調整本部内において、被害情報の収集や部隊及び拠点の調整等、各担当の役割分担は明確にできていたが、そこで整理した情報が災害対策本部や関係機関リエゾン等と、十分に共有が図れていなかったため、今後は、災害の全体像や消防力の調整を要する被害情報の共有体制を構築する必要がある。

消防庁とJAXAが共同研究開発している「災害救援航空機情報共有ネットワーク(D-NET)」を本部運営訓練5会場へ試験的に導入し、情報収集活動における有効性を検証することができた。



本部運営訓練（神奈川県庁）

(3) 部隊参集訓練

県庁の消防応援活動調整本部に出動する指揮支援部隊隊長及び横浜市消防局、川崎市消防局、相模原市消防局に出動する指揮支援隊はヘリコプターで参集し、厚木市消防本部は2日目に図上訓練を実施したため、出動する指揮支援隊長は車両で参集した。

また、県内6箇所を進出拠点とし、管轄消防本部による受援対応訓練を実施しました。各統合機動部隊、都県大隊は別々に参集し、先遣出動した統合機動部隊と後発した都県大隊の情報共有、連携体制の強化を図った。

《今後の課題》

県の受援計画に指定されていない場所を試験的に活用し、進出拠点として効率的な運用が可能か検証を実施することができた。



部隊参集訓練（川崎市立川崎病院）



一方で、訓練参加隊に進出拠点及び進出時間を事前に周知し、分散走行の協力をお願いしたため、渋滞緩和に効果があったが、実災害時に則した参集ではないため、進出方法について、今後検討する必要がある。

(4) 部隊運用訓練

部隊運用訓練は、地震被害を想定した土砂災害事故、地下街崩落事故、橋梁倒壊事故等の各種訓練を陸上自衛隊、県警察本部、DMAT、救助犬訓練士協会等の関係機関と連携して実施した。なお、2日にわたり、主に4会場において訓練を実施し、災害対応の長期化を想定した夜間訓練を盛り込んだ。

また、都市部やコンビナート地区を抱える神奈川県の特性を踏まえ、高層ビル69階から要救助者を階段で搬送する超高層建物救助訓練のほか、実際の地下鉄車両を活用した地下鉄多数傷病者救助訓練、コンビナート火災消火訓練等、民間企業と連携し、既存施設を活用したより実践的な訓練を実施した。

さらに、民間技術を活用して、全ての部隊運用訓練会場と県内24消防本部・9都県をインターネット回線をつなぎ、活動映像を同時配信した。



部隊運用訓練（みなとみらい線）

《今後の課題》

上述の関係機関をはじめ、地元消防団や民間企業等と組織の枠を超えた訓練を実施し、多様な機関と連携強化を図ることができた。

(5) 後方支援活動訓練及び燃料補給訓練

後方支援活動訓練は、4箇所の宿営会場にて、支援車I型及び拠点機能形成車等を活用して実施し、屋外での宿営と既存施設（体育館）での宿営とした。

燃料補給訓練は、民間企業と連携し、移動タンク貯蔵所及び金属製ドラム缶から、消防車両への軽油及びガソリンの給油訓練を実施した。

《今後の課題》

拠点機能形成車や燃料補給車等の無償使用車両を、有効かつ実践的に活用できる良い機会になったと考える一方、出勤不能時の対応を具体的に検討する必要がある。



燃料補給訓練（キャンプ淵野辺留保地多目的広場）

4. おわりに

今回の訓練は、訓練想定の一部を明らかにしない「セミブラインド型訓練」としたことから、訓練会場に到着して初めて詳細状況が分かる、実災害に則したより実践的な訓練となった。また、都市型災害をはじめ、神奈川県の特徴に応じた内容の訓練を行うことができ、実災害への対応に向けた大変実りの多い訓練になった。

今後、今回の訓練で得られた成果や課題を踏まえ、緊急消防援助隊の応受援体制の更なる充実強化に努めて行く必要がある。

最後に、本訓練開催に際して、多大な御協力を賜りました関東ブロック各都県、各消防機関及び関係機関の皆様へ心より感謝申し上げます。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室
TEL: 03-5253-7527 (直通)

先進事例 紹介

コンクリートミキサー車と連携した消火用水供給支援訓練の実施

広島県 福山地区消防組合

1 はじめに

福山地区消防組合は広島県の東南端で、瀬戸内海沿岸のほぼ中央部に位置し、岡山県と境界を接し、南は燧灘を隔てて愛媛県に対しています。

福山市・府中市・神石高原町の2市1町で構成され、管轄する地域は東西に約35km、南北に約61kmにわたり、面積は1,095.87km²と広大な範囲となります。



福山市の位置

当消防組合は、平成26年8月豪雨の際に被災した広島市に対して、消防庁の無償貸付車両である無線中継車を出動させて、全国で初めて現地から災害映像のリアルタイム配信等を実施しました。

その後も、緊急消防援助隊広島県隊の通信支援小隊として、熊本地震や九州北部豪雨など、昨今



管内図

連続して発生する大規模災害に出動し、広域的な災害対応を行っています。

また、CAFS装置搭載消防ポンプ付救助工作車、CAFS装置搭載13mブーム付多目的消防ポンプ自動車、CAFS装置搭載消防ポンプ付はしご自動車を順次導入し、1台の車両で多種別の災害に対応できる多機能車両の導入を進めています。あわせて、災害に応じた隊員の乗換運用を実施するという計画を樹立し、車両の導入・運用コストを削減するとともに、隊員の技術力を向上させるという取組を展開しています。

現在は、これら最新の車両を活用して、消防活動をより高度化させることを目指して、日々取り組んでいます。

2 訓練の計画から実施まで

(1) 訓練のきっかけ

当消防組合管内では、平成20年に公開された映画「崖の上のポニョ」で宮崎駿監督が構想を練った地として有名になった「鞆の浦」の周辺地区が、平成29年に重要伝統的建造物群保存地区に指定され、観光地としてもにぎわいを見せるなか、木造建物密集地における大規模火災への対策を進めているところです。

こうしたなか、広島県東部生コンクリート共同組合(以下「生コン組合」という。)と、平成30年3月に「大規模火災時における消火用水の供給支援に関する協定」を締結し、木造建物密集地も含めた大規模火災時の水利確保の体制強化を図ったところです。

協定の締結から一定期間が経過し、この協定に関して生コン組合と協議をするなかで、生コン組合側として、消防ポンプ自動車がどのような形で放水をするのか、どのくらいの時間でどのくらいの量を放水できるのかなど、細かな疑問を投げ掛けられました。また、消防側としても、コンクリートミキサー車(以下「ミキサー車」という。)に給水する場合の詳細な手順や禁忌事項について疑問があり、この両者の中にある疑問を解決するため、早期に訓練を実施する方向で一致し、実現に至りました。



鞆の浦からの眺望（福禅寺・対潮楼）

(2) 訓練の計画に当たって工夫した点

- ① 民間業者が保有するミキサー車を利用して訓練を実施するため、相手方の業務に与える影響を最小限にすることを第1優先とし、短時間で効率よく訓練を実施できるような内容にすることを心掛けました。
- ② ミキサー車の稼働が減る時期や時間帯、訓練参加できる台数などを詳細に打ち合わせ、万が一の事故等を防止するため、障害物が少ない広い会場を準備した上で、訓練会場内でもミキサー車が効率的に移動できる動線を検討し、ドライバーの負担が少なくなる工夫や応援要請から給水・供給までのイメージを把握しやすいシナリオの作成に努め、消防関係者ではなくても内容が理解できるよう工夫をしました。
- ③ 災害時に消防がどのような情報のやりとりをしているかを知っていただくために、消防無線の受信機を貸し出し、訓練中の無線交信を聞いていただきました。



事前説明会

(3) 訓練の実施に当たって工夫した点

訓練の開始に先立ち、生コン組合からミキサー車に関する説明会を実施していただき、車両の構造や給水に際して注意する点などをあらかじめ理解した上で訓練を実施することにより、効率的かつ安全に訓練を実施することができました。



ミキサー車による消火用水の供給

3 訓練の成果と課題

(1) 成果

両者が抱いていた疑問を解消することができ、協定の内容をより深く理解するよい機会となりました。また、より迅速に、そしてより安全に消火用水を供給するためのポイントなど、協定に記載のない有効な情報を得ることができました。

(2) 課題

本訓練は、短時間で効率的かつ安全に実施するため、とてもよい条件の下で実施しましたが、実災害の場合には、道路状況や活動場所の条件がよいとは限らないため、悪条件を想定した訓練の実施など、引き続き検討が必要です。

4 おわりに

本訓練では、日頃なじみのないミキサー車の性能を学ぶとともに、その有効性や、連携時に留意しなければならない点などを確認することができ、とても有意義な訓練となりました。

今後も、関係機関との連携強化を図り、災害対応能力の向上に努めてまいります。

自衛消防操法大会を開催

郡山地方広域消防組合消防本部

当消防本部では、「自らの職場は自ら守る」を合言葉に、管内事業所において災害発生時の有効適切な初動対応が行われるよう自衛消防組織を育成する目的で、自衛消防操法大会を開催しております。

今年度は9月13日（木）に田村市（田村消防署）で、10月3日（水）に郡山市（日和田ショッピングモールフェスタ店駐車場）でそれぞれ開催しました。

1号消火栓の部、2号消火栓の部、消火器の部の3部門に合計92チーム、274人が参加し、日頃の訓練の成果を披露しました。



「社会福祉施設防火安全講習会」を開催

埼玉県南西部消防本部

埼玉県南西部消防本部では、11月29日（木）、高齢者が入居する福祉施設の関係者を対象に、深夜の火災発生時の行動要領、施設の消防用設備等の把握を目的として、講習会を開催しました。

この講習会では、火災時の一時待避場所への水平避難について座学のほか、水消火器での消火訓練、屋内消火栓設備の取扱い、スプリンクラーヘッドからの散水状況の見学、地震体験など訓練を行いました。

参加者から「頭では理解していても実際にやってみると難しく、普段から訓練を行わないといけない。」という感想が多く聞かれました。



消防通信

望

楼

ぼうろう

消防出初式

川崎市消防局

川崎市臨港消防署、臨港消防団では、平成31年1月8日（火）、東京湾を望む川崎区東扇島の外貿地区岸壁に公設消防隊、消防団、共同防災隊、事業所自衛消防隊や婦人消防隊など総勢240名、参加車両33台、消防艇等7艇、航空機1機が集結して臨港地区消防出初式を開催し、地域の皆様に消防力を存分に披露しました。

山下仁臨港消防団長は、来場者約400名への謝辞で、「消防署と消防団は、防火・防災の両輪として地域を守る。」と力強く宣言し、閉式後には職員、団員で来場者を見送るなど、地域と一体となった平成最後の出初式を締めくくりました。



平成30年度プレホスピタル・セミナー発表会を開催しました

豊中市消防局

当市消防局では、11月28日（水）から11月30日（金）までの3日間でプレホスピタル・セミナー発表会を実施しました。市民に最良の救急医療を提供するため、1日11隊、合計33隊の救急隊が11症例のシミュレーション訓練を行い、各隊の習熟度を発表し合い、知識、技術、接遇の向上を図りました。また、市民等の見学者の方に、不安や疑問点を少しでも解消していただけるよう、救急活動の広報も行いました。



消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。
ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



火災調査科における教育訓練 ～車両火災鑑識実習について～

消防大学校では、年に2回、全国から現に火災調査業務に従事し、さらなるレベルアップを目指す指導者や今後の火災調査業務の担い手が集まり、50日間、火災調査に関する高度の知識及び技術を専門的に修得し、火災調査業務の教育指導者等としての資質の向上を目的に火災調査科の教育課程を実施しています。

本稿では、地域住民の安全、安心を守るために「すべては探究心からはじまる」をテーマに、出火原因を究明するための実習の一つである車両火災鑑識実習の概要と取り組みを紹介します。

1 車両火災鑑識実習の概要

この実習は、走行可能な車両4台を実際に発生した火災事例のように燃焼させ、実際の車両火災鑑識と同様に、火災原因調査を実施するものです。

学生には、焼損した車両を前にファーストコンタクトから車両火災鑑識によって得られた結果に基づき考察し、関係者へ最終的な出火原因判定を説明することで、車両火災に対する苦手意識の克服や車両火災鑑識により得られた数々の気づきを体感し、火災調査技術の向上を図るものです。

(1) 情報収集要領

ア 車両所有者または占有者（以下、「所有者等」という。）からの車両歴、出火当日の状況と出火時の状況

イ メーカー、ディーラー、修理・整備業者等（以下、「メーカー等」という。）からの車両構造、リコール情報等

(2) 写真撮影要領

車両外周部（車両底部含む）、車室内、エンジンルーム内

(3) 車両鑑識見分要領

ア 出火箇所の検討（外周部、車室内、エンジンルーム）

イ 車両分解による鑑識、検討

(4) 出火原因判定要領

ア 出火箇所から考察される出火原因（発火源、経過、着火物）の検討

イ 他の出火原因による火災の検討

(5) 関係者に対する説明要領

所有者等、メーカー等に対する出火原因の説明、矛盾点の解消

2 火災調査科第35期及び第36期学生の取り組みについて

焼損した4台の車両の鑑識実習として、学生48名をそれぞれの車両に振り分け（車両1台に12名ずつ）、任務分担を決め、所有者やディーラー等関係者からの聞き取り要領、写真撮影要領、実際に各種資器材を活用した車両分解要領、車両火災鑑識時の安全管理を行い、最後は、各車両の主任調査員が研修生全員の前で関係者に対する原因説明を行いました。

各車両の説明実施後には、支援講師による一日を通じた講評をいただき、今後の車両火災鑑識に向けて、必死にメモをとる学生の姿が印象に残りました。

火災調査科では、車両火災鑑識実習以外にも、様々な実習を行っており、各実習後には各班でレポートとして取りまとめています。実習を体感しただけで終わらせず、教育指導者として新たな教育アイテムを持ち帰り、研修期間に得られた様々な知見や経験を活かして、各所属で活躍することが期待されます。



エンジンルーム内見分状況



車両部品見分状況



関係者への説明状況



救急科における教育訓練 ～テロ対策を見据えた教育訓練の実施について～

消防大学校では、専科教育において、救急隊長及び救急業務に従事する指導・監督的立場にある職員に対し、高度の知識と技術を総合的に修得させ、指導救命士及び救急業務の幹部としての資質を向上させる事を目的に「救急科」を設置しています。

本年度の救急科第80期は、全国から集まった48名が訓練企画及び運営のスキルを得ること、各種学会等での発表スキルを得ること及び幹部として必要なスキルを得ることを3つの柱とした指導者として必要な能力を高めるための教育を9月4日から10月5日までの31日間にわたり実施し、全員が必要なスキルを身につけて卒業しました。

今回は、救急科において実施した「テロ対策能力の向上」と「多数傷病者対応訓練」について紹介します。

1 テロ対策能力の向上

平成29年度救急業務のあり方に関する検討会テロ災害等の対応力向上小会合でまとめた「テロ災害等の対応力向上としての止血に関する教育テキスト」を用いて救急科を卒業した学生が各所属においてテロ対策に関する講習会を開催できるスキルを身に付けるため、杏林大学の山口先生からターニケットの目的と使用方法について訓練用ターニケットを実際に用いてご講義をして頂きました。更には、国立病院機構災害医療センターの小井土先生から、事態対処医療やテロ災害発生時の対応についてご講義をして頂きました。

また、救急科第80期を卒業した学生が、各所属でテロ対策に関する講習会を企画し開催することで、現在消防機関に求められているテロ発生時における対応能力の充実及び向上の一助になることを期待しますという講評を先生が述べられました。

2 多数傷病者対応訓練

消防大学校では、幹部科、警防科、救助科、救急科の授業において、多数傷病者対応について座学、机上訓練、実動訓練を合計で9時間実施しています。

今回の救急科の多数傷病者対応訓練の実動訓練は、救助科との合同訓練とし、総員108名、実動車両10台、仮想車両6台という大規模な訓練を実施しました。

さらには、杏林大学からDMAT医師、看護師及び事務員に参加して頂き、災害現場における医師との連携について具体的な訓練を実施することができました。

訓練は、まず2時間の座学において定義から活動全般

の流れを確認しました。その後3時間の机上訓練において、消防本部、現場指揮本部担当、救急指揮担当に分かれた学生が、119番通報の内容から、事故種別を割り出し、現場活動のポイント、更には傷病者を医療機関に搬送するまでの一連の流れを、映像による想定付与に基づき各学生が判断してシミュレーションを行いました。最後に4時間をかけて実動訓練を実施し、大型バス等の車両を配置した多重衝突による交通事故と不特定多数の多くの人が集まる飲食店で何かが爆発したとの2つの想定において、車両を部署位置まで動かした後、現場指揮本部及び現場救護所の設営、トリアージ、医師や関係機関との連携、情報管理、搬送医療機関の選定などを行い、現場における指揮能力、部隊運用、トリアージ対応能力の向上を目指しました。

訓練を終えた学生からは、多数傷病者が発生した場合の状況把握や傷病者管理の困難さがよくわかり、改めて訓練の必要性に気付かされたなどの声が聞かれました。

救急科第80期を卒業した学生は、消防大学校で修得した高度な知識・技術に加え、全国の仲間たちと交わした絆を活かして情報交換し、若手職員の育成、医療との連携及び救急業務高度化への対応など様々な場面での活躍が期待されています。



多数傷病者対応訓練(実動訓練)

問い合わせ先

消防大学校教務部
TEL: 0422-46-1712



最近の報道発表 (平成30年12月24日～平成31年1月23日)

<予防課>

31.1.21	「第65回文化財防火デー」の実施	平成31年1月26日(土)は、第65回文化財防火デーです。これに伴い、全国各地で消防関係者、文化財関係者、教育関係者及び地域住民が協力して、消防訓練が実施されます。
31.1.21	消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件(案)及び消防法施行規則第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件(案)に対する意見公募	消防庁は、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件(案)及び消防法施行規則第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件(案)の内容について、平成31年1月22日から平成31年2月20日までの間、意見を公募します。

<防災課>

30.12.26	地方公共団体における業務継続計画策定状況の調査結果	消防庁では、地方公共団体における業務継続計画の策定状況について調査を実施し、この度、平成30年6月1日現在の状況を取りまとめましたので公表します。
----------	---------------------------	---

<救急企画室・参事官・広域応援室>

31.1.11	「平成30年版 救急・救助の現況」の公表	全国の救急業務及び救助業務の実施状況等を取りまとめましたので、「平成30年版 救急・救助の現況」(救急蘇生統計を含む。)として公表します。
---------	----------------------	---



最近の通知 (平成30年12月24日～平成31年1月23日)

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防消第19号	平成31年1月22日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長	警防活動時における消防職員の安全管理の再徹底について
事務連絡	平成31年1月22日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	基準の特例を適用した検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等について (情報提供)
事務連絡	平成31年1月21日	各都道府県消防防災主管課	消防庁消防・救急課	再任用制度の運用等に係る調査結果について
消防予第15号	平成31年1月16日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	重大な消防法令違反対象物の措置状況等に係るフォローアップ調査等の結果について (通知)
消防予第7号	平成31年1月10日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	住宅宿泊事業の届出に伴う消防法令適合通知書の交付事務等の一層の簡素化等について
事務連絡	平成30年12月27日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁危険物保安室	移動タンク貯蔵所からの荷卸し時に係る事故防止の徹底について
事務連絡	平成30年12月27日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	札幌市爆発火災を踏まえた廃エアゾール製品等の排出時の火災防止について
消防災第198号	平成30年12月26日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁国民保護・防災部防災課長	地方公共団体における業務継続計画の策定について (通知)

広報テーマ

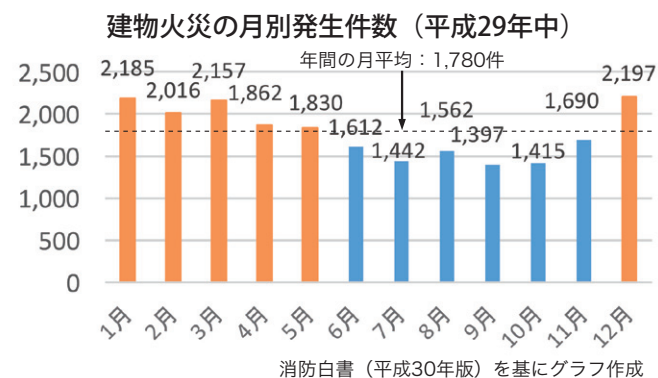
2 月		3 月	
① 春季全国火災予防運動	予防課 特殊災害室 地域防災室	① 外出先での地震の対処	防災課 地域防災室 地域防災室
② 全国山火事予防運動		② 地域に密着した消防団活動の推進	
③ 地域を災害から守るための消防団活動への参加の呼び掛け		③ 少年消防クラブ活動への理解と参加の呼び掛け	

平成31年3月1日(金) から7日(木) 春季全国火災予防運動を実施します！

予防課

消防庁では、「忘れてない？ サイフにスマホに火の確認」を平成30年度全国統一防火標語とし、平成31年3月1日から7日までの7日間にわたり、「春季全国火災予防運動」を実施します。

平成29年中に全国で発生した建物火災21,365件を月別にみると、冬場の12月から2月に多く発生していますが、3月から5月も平均と比べて多くなっており、春にも火災が多く発生する傾向にあります。



また、平成29年中の住宅火災の件数は総出火件数の約3割ですが、住宅火災による死者数は総死者数1,456人のうち985人と約7割を占めています。住宅火災による死者の発生防止対策の要点「住宅防火のいちを守る7つのポイント～3つの習慣・4つの対策～」を参考に身の回りの火災予防について確認しましょう。



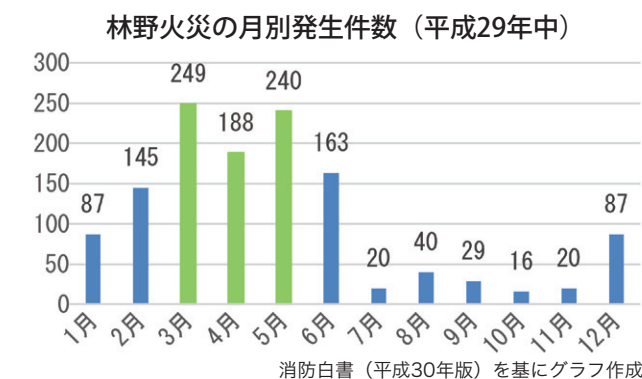
平成31年
春季全国火災予防運動ポスター



平成30年度
全国統一防火標語ポスター

この火災予防運動にあわせて、山火事予防に対する意識を高め、森林の保全と地域の安全に資することを目的とした「全国山火事予防運動」を林野庁と共同で実施します。

平成29年中における月別の林野火災の発生件数をみると、3～5月の間の発生件数が全体の過半数を占めています。主な出火原因は、たき火、火入れ、放火となっており、これは、春を迎えての火入れや入山者が増加するためと考えられます。林野周辺にお住みの方や入山する方は、この時期に、山火事への防火意識を高め、山火事予防にご協力いただきますようお願いいたします。



林野火災の主な出火原因（平成29年中）

たき火	火入れ	放火 ^注	たばこ	マッチライター	その他
402	218	111	58	51	444

（注：放火の疑いを含む）

消防白書（平成30年版）より



「全国山火事予防運動」ポスター：資料提供 林野庁

問い合わせ先

消防庁予防課予防係 柏原、中野
TEL: 03-5253-7523



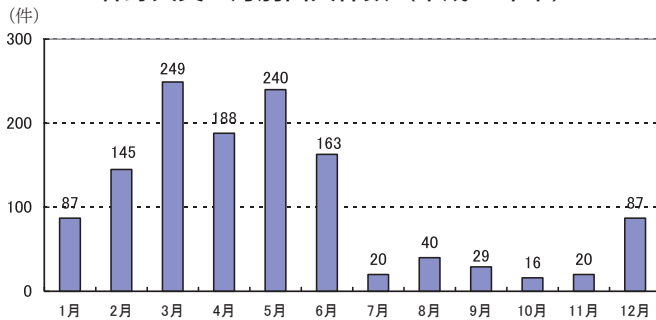
林野火災を防ごう！ ～全国山火事予防運動～

特殊災害室

1 林野火災の発生状況及び注意点

国内における林野火災は、例年春に多く発生しています。平成29年中は、下図に示すとおり3月から5月までの間に677件の火災が集中して発生しました（年間出火件数の約53%）。春に林野火災が多いのは、枯葉が地上に積もり、下草も枯れているうえ、降雨量が少なく、空気が乾燥し、強風が吹くなど林野火災が発生しやすい気象条件となっており、さらに、この時期になると火入れが行われ、また、山菜採りや森林レクリエーションなどにより入山者が増えることによるものと考えられます。

林野火災の月別出火件数（平成29年中）



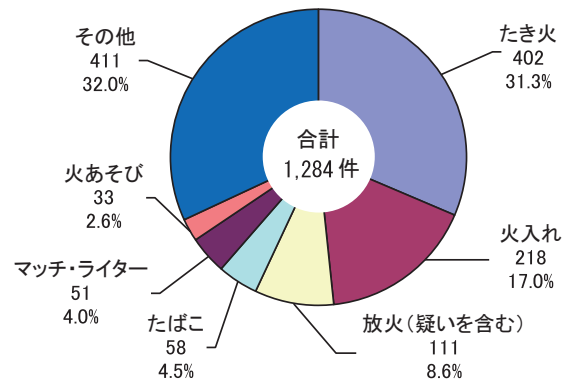
平成29年中の林野火災発生状況をみると、出火件数は1,284件（前年1,027件）、焼損面積は938ha（同384ha）、損害額は9億36万円（同1億5,718万円）、死者は10人（同8人）となっています。

出火原因としては、「たき火」によるものが402件で全体の31.3%を占め最も多く、次いで「火入れ」、「放火（放火の疑いを含む）」、「たばこ」、「マッチ・ライター」の順となっており、「火あそび」を含めた人為的な要因による火災の割合は、全体の約68%を占めています。林野火災を未然に防ぐため、次のような点に注意するよう心がけましょう。

【林野火災防止のための注意点】

- 枯れ草等のある火災が起りやすい場所では、たき火をしないこと
- 喫煙は、指定された場所で行い、吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと
- たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること
- 各自のゴミは、指定された場所に捨てるか持ち帰ること
- 火気を使用する場合は、周囲の可燃物の状況に十分注意するとともに消火用の水等を必ず用意すること
- 火入れを行う際は、市町村長の許可を必ず受けるとともに、あらかじめ必要な防火設備をすること
- 強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないこと
- 児童等による火遊びはさせないこと

林野火災の出火原因別件数（平成29年中）



2 全国山火事予防運動（3月1日～3月7日）

消防庁では、広く国民に山火事予防意識の啓発を図るとともに予防対策を強化し、森林の保全と地域の安全に資することを目的として、林野庁と共同で春季全国火災予防運動期間中の3月1日から7日までを「全国山火事予防運動」の実施期間と定め、次のような活動を通じて山火事予防を呼びかけています。

【全国山火事予防運動期間中における主な活動】

- 全国の消防関係機関において林野火災の予防対策と警戒を強化
- ハイカー等の入山者、地域住民、小中学校の児童・生徒等を対象とした啓発活動
- 駅、市町村の庁舎、学校、登山口等への警報旗やポスターの掲示
- テレビ、ラジオ、有線放送、新聞、インターネット等の各種広報媒体を活用した山火事予防意識の高揚
- 住宅地等に近接する森林での重点的なパトロールの実施
- 農林業関係者等と消防関係者が連携した消防訓練及び防火研修会の開催
- 女性（婦人）防火クラブの広報活動等

平成31年 山火事予防の標語

「忘れない 豊かな森と 火の怖さ」

3 おわりに

森林は、地球温暖化の主な原因である二酸化炭素を吸収し、生命に必要な酸素を供給する貴重な資源であり、一度焼失してしまうと、その回復には長い年月と多くの労力を要することになります。

林野火災の大部分は、皆さん一人ひとりの注意で防ぐことができます。貴重な人命や財産を火災から守るため、林野での火気の取扱いには十分気をつけましょう。

問合わせ先

消防庁特殊災害室
TEL: 03-5253-7528



消防団への加入促進

消防団は、消防本部や消防署と同様に、消防組織法に基づき市町村に置かれる消防機関であり、消防団員は、本業を持ちながらも、地域の安心・安全の確保のために活動している非常勤特別職の地方公務員です。

消防団員は、地域防災の中核として、火災出動や訓練のほか、地震や豪雨災害などの大規模災害が発生した際にも出動し、消火活動や災害防ぎょ活動、住民の避難誘導、救出・救助など多様な活動を行っています。

しかしながら、少子高齢化、産業構造・就業形態の変化等に伴い、消防団員数は減少し続けています。消防団員数は、平成30年4月1日現在で84万3,661人となっており、1年前の85万331人と比べ、6,670人減少（▲0.8%）しており、地域における防災力の低下が懸念される所です。

消防庁においては、平成25年12月に成立した「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に基づき、女性や若者をはじめとした消防団への加入促進や消防団員の処遇改善、装備・訓練の充実等に取り組んでおり、地域防災力の充実強化を図っています。

○女性消防団員

消防団員は総数としては減少している状況にありますが、女性消防団員は年々増加しており、平成30年4月1日現在、全国で25,962人の女性消防団員が活躍しています。

特に、平成30年7月豪雨等の大規模災害において、女性消防団員の方々が、避難所における高齢者の方々への積極的な支援等、きめ細やかな対応を行い、被災された方々の大きな支えとなりました。

○学生消防団員

現在、消防団員の高齢化が進んでおり、若年層の消防団員確保が課題となっています。消防庁では、大学生等

の消防団への加入促進を推進しており、平成30年4月1日現在、全国で4,518人の学生消防団員が活躍しています。

また、平成26年度から、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をした大学生、大学院生又は専門学生について、市町村がその実績を認証し、学生の就職活動を支援する「学生消防団活動認証制度」を創設し、平成30年4月1日現在、266市町村がこの制度を導入しています。

○消防団活動に対する事業所協力の促進

現在、消防団員全体のうち7割を超える団員が被雇用者（サラリーマン）となっており、円滑な消防団活動を行うためには、より一層、事業所の協力が不可欠となっています。

そこで、平成18年度から、従業員が相当数入団するなど、消防団活動に協力している事業所を顕彰する「消防団協力事業所表示制度」を創設しました。平成30年4月1日現在、全国で15,500事業所が市町村から認定されており、勤務中に従業員が消防団活動に出動した場合に便宜を図ったり、従業員の消防団への入団を積極的に推奨する事業所が増えています。

○消防団員入団促進キャンペーン

消防庁では、1月から3月のキャンペーン実施に伴い、消防団員入団促進用ポスター・リーフレット・PR動画を作成し、全国に配付しました。

これからも、地域防災力の充実強化のため、地域の幅広い層から、一人でも多くの方々が消防団に入団されることを期待しています。

※H30.4.1現在の数字は消防団の組織概要等に関する調査による。



リーフレット 4種

ポスター 3種

問合わせ先
 消防庁国民保護・防災部防災課地域防災室
 TEL: 03-5253-7561

春の全国火災予防運動
3月1日～3月7日

住宅用火災警報器 交換のすすめ
10年たったら、
とりかえろ。



山田 杏奈

忘れてない？
サイフにスマホに
火の確認

制作 一般財団法人 日本防火・危機管理促進協会

後援 消防庁 全国消防長会

このポスターは、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。

